

令和 3 年第 2 回定例会

新 郷 村 議 会 会 議 録

令和 3 年 6 月 1 0 日 開会

令和 3 年 6 月 1 6 日 閉会

新 郷 村 議 会

令和3年第2回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和3年第1回議会定例会閉会（2月25日）後）	1
会期日程	2
陳情文書表	3

第 1 号（6月10日）

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	6
職務のため出席した者の氏名	7
開会の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
報告第1号、報告第2号、諮問第2号、議案第36号から議案第51号までの 上程、説明	9
報告について	13
陳情について	13
散会の宣告	14

第 2 号（6月15日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	15
職務のため出席した者の氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
永 野 範 英 君	17
稲 葉 嘉 浩 君	23
散会の宣告	32

第 3 号（6月16日）

議事日程	3 3
本日の会議に付した事件	3 4
出席議員	3 4
欠席議員	3 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	3 4
職務のため出席した者の氏名	3 5
開議の宣告	3 6
諮問について	3 6
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	3 6
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	3 7
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	3 8
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	3 8
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	3 9
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	3 9
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	4 0
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	4 2
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	4 3
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	4 3
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	4 4
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	4 5
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	4 5
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	4 6
議案第 5 2 号の上程、説明	4 6
議案第 5 2 号の採決	4 7
陳情審査報告についての委員長報告、質疑、討論、採決	4 7
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
委員会の閉会中の継続調査について	5 0
村長挨拶	5 0
閉会の宣告	5 1
署名議員	5 7

諸般の報告（令和３年第１回議会定例会（令和３年２月２５日）後）

令和３年６月１０日（木）

◎ 議決結果の報告

- ３月５日、令和３年第１回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第１６条第１項、第１２３条第４項及び第２１９条第１項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- ３月２３日、４月２３日及び５月１９日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- ５月２７日、三戸郡町村議会議長会臨時総会出席。
- ６月３日、青森県町村議会議長会臨時総会出席。

会 期 日 程

令和3年第2回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
6 月 1 0 日	木	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前 1 0 時
6 月 1 1 日	金	休 会	議案熟考	
6 月 1 4 日	月	委員会	各委員会	午前 9 時
6 月 1 5 日	火	本会議	一般質問	午前 1 0 時
6 月 1 6 日	水	本会議	議案審議	午前 1 0 時

陳情文書表

令和3年第2回新郷村議会定例会

陳情 番号	受理 番号	受 理 年 月 日	陳 情 の 趣 旨	陳 情 者 の 住 所 氏 名	付 託 委 員 会
1	1	令 和 3 年 5 月 1 0 日	安全・安心の医療・介護の実 現と国民のいのちと健康を守 るための陳情	青森県医療労働組合連合 会 執行委員長 秋元 春美	総 務 常 任 委 員 会
2	2	令 和 3 年 5 月 2 5 日	日本政府に核兵器禁止条約へ の署名・批准を求める意見書 の提出を求める陳情	八戸原水爆禁止の会 会長 中屋敷 泰一	総 務 常 任 委 員 会

第 1 日 (6 月 1 0 日)

令和3年第2回新郷村議会定例会

令和3年6月10日（木曜日）午前10時03分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第1号、報告第2号、諮問第2号、議案第36号から議案第51号まで（村長提出・提案理由説明）
- 日程第 4 報告第1号、報告第2号
報告第1号 出資法人の決算状況の報告について
「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」
報告第2号 令和2年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 陳情について
-

本日の会議に付した事件

- 報告第 1号 出資法人の決算状況の報告について
「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」
- 報告第 2号 令和2年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第36号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和2年度新郷村一般会計補正予算（第10号）」
- 議案第37号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和2年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」
- 議案第38号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和2年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第6号）」
- 議案第39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和2年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第5号）」
- 議案第40号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和2年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第5号）」
- 議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和2年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」
- 議案第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「新郷村税条例の一部を改正する条例」
- 議案第43号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

「新郷村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」

議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

「令和3年度新郷村一般会計補正予算（第1号）」

議案第45号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第46号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第47号 除雪ドーザの購入契約締結について

議案第48号 令和3年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案について

議案第49号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について

議案第50号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1号）案について

議案第51号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）案について

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	教育長	岡田稔君
総務課長	高村郁子君	会計管理者	桜井真紀子君
企画商工 観光課長	櫻基博明君	農林課長	遠藤勇一君
建設課長	福山徹君	税務課長	戸田ひとみ君
住民課長	沢口くみ子君	厚生課長	松森恵理子君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山佐登志君
農業委員会 事務局長	高見憲一君		

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	本間由美子君	主幹	谷地村光代君
-----------------	--------	----	--------

◎開会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 定足数に達していますので、令和３年第２回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前１０時０３分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（福山恵一郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、細川真理子君、村岡和俊君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福山恵一郎君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりであります。この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から６月１６日までの７日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの委員長の報告のとおり決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から６月１６日までの７日間と決定いたしました。

◎報告第１号、報告第２号、諮問第２号、議案第３６号から議案第５１号までの上程、説明

○議長（福山恵一郎君） 日程第３、報告第１号、報告第２号、諮問第２号、議案第３６号から議案第５１号までの報告２件、諮問１件、議案１６件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和３年第２回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和３年第２回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず初めに、任期満了による新郷村長選挙に、議員皆様をはじめ村民の皆様方から温かいご支援、ご支持を賜り、再び村政を預かることとなりました。今日まで私に寄せられたご厚情に対し、心より感謝申し上げます。

村発展と村民の幸せのために、微力ではありますが誠心誠意頑張っている所存ですので、議員皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年からの新型コロナウイルス感染症は、今年になって第３波、第４波と思わせるように国内外で猛威を振るっております。県内では、飲食業でのクラスター感染に始まり、高齢者施設、ここ数日間は学校でのクラスター感染が拡大し、村内の保護者も脅威に感じております。

今年度の最優先事業である新型コロナウイルスワクチン接種は、５月１１日から実施されておりますが、大きな問題や混乱もなく計画どおり遂行されております。６５歳以上の対象者は１，１７７人で、予約者数が１，００３人で１回目の接種は５月２９日に完了し、６月中に２回目完了の予定であります。今後は、高齢者以外の１６歳以上の対象者９８１人に対し、予約の確認を取っているところです。学校でのクラスター感染が増加している状況下で、１２歳未満のワクチン接種を国・県に働きかけ、村民全てが接種できるよう努力していきたいと思っております。

村民の安全を守るために、予防対策に万全を期してまいりたいと思っておりますが、議員、村民、関係者の皆様方には、新しい生活様式を基本に自身で対策を心がけ、感染しないようお願い申し上げます。

一方、事業については、２年度の出納整理期間が終わり、３年度に計画されている事業遂行に邁進してまいりたいと思っております。３年度もいろいろな課題対策を講じながら、村民の皆様の元気ある村づくりに努めてまいりたいと思いますので、議員皆様のご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは提案いたしました報告２件、諮問１件、議案１６件についてご説明申し上げます。

報告第１号 出資法人の決算状況の報告については、地方自治法第２４３条の３第２項による出資法人である一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社の経営状況を報告するものであります。

報告については、お手元の資料のとおりでありますので、ご報告とさせていただきます。

報告第２号 令和２年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、令和２年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告であります。

諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、現委員の任期が令和３年９月３０日をもって満了するので、後任の委員候補者の推薦について人権擁護委員法第

6 条第 3 項の規定によって、議会の意見を求めるものであります。

議案第 3 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和 2 年度新郷村一般会計補正予算（第 1 0 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 5 6 6 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 億 6, 3 6 0 万 3 千円といたしました。

歳入の主なる内容は、1 1 款地方交付税の特別交付税 4, 0 9 8 万 8 千円、1 7 款財産収入の物品売払収入 4 3 5 万 2 千円、1 8 款寄附金のふるさと納税寄附金 4 3 万円をそれぞれ追加しております。

2 2 款村債では 4 4 0 万円を減額しております。

歳出の主なる内容は、2 款総務費で財政調整基金積立金ほか 4, 3 3 8 万 7 千円、6 款農林水産業費で村肉用牛貸付事業基金ほか 4 3 5 万 2 千円をそれぞれ追加しております。

8 款土木費、繰出金で特定環境保全公共下水道特別会計 1 2 7 万 7 千円を減額しております。

議案第 3 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和 2 年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 7 0 8 万 8 千円といたしました。

議案第 3 8 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和 2 年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 6 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の款内を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 9 4 8 万 3 千円といたしました。

議案第 3 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和 2 年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 2 2 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 6 8 4 万 4 千円といたしました。

議案第 4 0 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和 2 年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 2 7 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 4 3 1 万 2 千円といたしました。

議案第 4 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和 2 年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 9 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 9 1 4 万 3 千円といたしました。

議案第 4 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、新郷村税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第 4 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、新郷村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部改正に伴い、本条例を

改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第４４号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和３年度新郷村一般会計補正予算（第１号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５億６，１２０万円といたしました。

歳出の主な内容は、２款総務費で徴税費４５０万円を追加しております

議案第４５号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更については、青森県市町村総合事務組合の構成団体である十和田地区食肉処理事務組合が令和３年６月３０日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第４６号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更については、十和田地区食肉処理事務組合が令和３年６月３０日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第４７号 除雪ドーザの購入契約締結については、令和３年５月２０日指名競争入札に付した除雪ドーザの購入について、契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるため提案するものであります。

議案第４８号 令和３年度新郷村一般会計補正予算（第２号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，４０５万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６億１，５２５万６千円といたしました。

歳入の主な内容は、１４款国庫支出金で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金１３５万４千円、１５款県支出金で青森県元気な地域づくり支援事業費補助金５００万円、１７款寄附金で１，８００万円、１８款繰入金で財政調整基金２，９７０万２千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主な内容は、３款民生費、１項社会福祉費で介護保険特別会計への繰出金８９２万円、２項児童福祉費で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金１３５万円をそれぞれ追加しております。

４款衛生費、１項保健衛生費で看護補助員報償費１１５万円を追加しております。

６款農林水産業費、１項農業費で農林業振興基金積立金１，８００万円、有機資源センター新郷管理運営費の修繕費１９４万円をそれぞれ追加しております。

７款商工費、１項商工費で公園施設等整備委託料２１５万円を追加しております。

９款消防費、１項消防費で防災無線子局設備移設等工事請負費１５０万円を追加しております。

１０款教育費、２項小学校費で新郷小学校校旗一式購入費１２５万円、３項中学校費で新郷中学校駐車場舗装工事費５００万円をそれぞれ追加しております。

11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費で農地・水路土砂排土等委託料100 万円、工事請負費300 万円をそれぞれ追加しております。

議案第49 号 令和3 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算の款内を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3 億7,750 万4 千円といたしました。

議案第50 号 令和3 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ935 万8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4 億9,038 万1 千円といたしました。

議案第51 号 令和3 年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の款内を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億17 万9 千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い質問に応じ、本職はじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福山恵一郎君） 総務課長。

○総務課長（高村郁子君） ただいま提案説明を申し上げましたが、10 ページの下から7 段目のところの防災無線子局「整備」と申し上げましたが、「設備」に訂正をお願いいたします。

以上です。

◎報告について

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、報告第1 号 出資法人の決算状況の報告について「一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社」、報告第2 号 令和2 年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については報告事項であります。内容については、提案説明の際に報告されております。ご了承願います。

以上で報告は終わります。

◎陳情について

○議長（福山恵一郎君） 日程第5、陳情についてを議題といたします。

今期定例会において本日まで受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおりであります。

これについては、会議規則第92 条の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

受理番号1 から2 の陳情については、いずれも総務常任委員会に付託であります。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 以上をもって本日の議会日程は終了しました。

来る15 日は午前10 時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時31分)

第 2 日 (6 月 1 5 日)

令和3年第2回新郷村議会定例会

令和3年6月15日（火曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

永野範英君

稲葉嘉浩君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

1 番 稲 葉 嘉 浩 君

3 番 才 神 幸 男 君

5 番 村 岡 和 俊 君

7 番 細 川 真理子 君

2 番 永 野 範 英 君

4 番 横 道 一 男 君

6 番 滝 沢 仁 君

8 番 福 山 恵一郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長 櫻 井 雅 洋 君

総 務 課 長 高 村 郁 子 君

企 画 商 工 長 櫻 基 博 明 君

建 設 課 長 福 山 徹 君

住 民 課 長 沢 口 くみ子 君

診療所事務長 工 藤 勝 志 君

農 業 委 員 会 長 高 見 憲 一 君

教 育 長 岡 田 稔 君

会 計 管 理 者 桜 井 真紀子 君

農 林 課 長 遠 藤 勇 一 君

税 務 課 長 戸 田 ひとみ 君

厚 生 課 長 松 森 恵理子 君

教 育 委 員 会 長 福 山 佐登志 君

総 務 課 長

職務のため出席した者の氏名

議 事 務 局 会 長 本 間 由美子 君

主 幹 谷地村 光 代 君

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

会議に入る前に、本定例会は熱中症対策の一環として、体調管理のため、水、お茶に限り、議員の場内の持込みを許可します。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永 野 範 英 君

○議長（福山恵一郎君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、永野範英君。

○2番（永野範英君） 議席番号2番、永野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして2点ほど質問をさせていただきます。

まずは櫻井村長さん、2期目当選、誠におめでとうございます。どうかこれからの4年間、新郷村民の幸せのために、新郷村発展のために、ますますご尽力されますようよろしくお願いいたします。

また、休日も返上されまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業に携わっております診療所の先生、医療スタッフの方々、ワクチン接種に関わる全ての関係者の皆様方に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、1点目でございますが、空き家対策についてであります。

空き家の適正な管理について伺いたします。

人口減少・少子高齢化の進行に伴いまして、本村におきましても、空き家が年々増加しております。今後もさらなる増加が見込まれることから、空き家問題への対応が喫緊の課題となっております。

昨年、9月議会定例会におきまして、空き家対策について質問をさせていただきました。早速、本年3月には新郷村空家等対策計画が策定されまして、新郷村空家等の対策の推進に関する条例が制定され、5月には空き家の適正な管理をお願いしますなどのチラシが全世帯へ配布されました。迅速な対応には敬意を表している次第であります。

そこでお伺いいたします。

1つ目、計画策定、条例制定に至るまでには、令和2年度空き家等調査業務委託事業がその要因であることは当然であります。委託事業の調査結果について、地区別の空き家戸数、空き家等

についての苦情や相談件数について、連絡の取れない空き家等がどのくらいあるのか、相続関連の相続放棄された物件数など、調査内項目にありましたらお知らせください。

2つ目、空き家等の対策に補助金を用意しているとチラシにはありましたが、空き家等の利活用補助金、老朽空き家等除去補助金の財源について、特定財源の国・県の事業を活用するのか、一般財源なのか、どこから捻出するのか、お伺いいたします。

次に、2点目であります。

人口減少対策定住・移住促進についてであります。

若者などの働く場所の確保について、どのような対策を行っていくのかお伺いいたします。

本年3月定例議会終了後に、第6次新郷村総合計画と第2期新郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略の説明があり、その総合戦略の13ページに、「住みたい、帰りたくなる“むら”でありつづけよう」という聞きやすい、魅力あるタイトルの項目がありました。そのような施策を進めていくためには、若者など定住・移住者の働く場所の確保が最重要課題であると考えております。

新郷村も少子化と若者が村外へ出ていき、そのことが人口減少問題にもつながっております。働く場がない、そういうことが大きな原因ともなっております。村では、若者等の定住・移住促進を図るため、いろいろな施策を展開してまいりましたが、なかなか難しいものがあるようでございまして、あまり進んでいないように思われます。現在、村外で6次産業等に携わっている村出身の若者などもいると聞いております。店舗などがあれば、村で起業したいとも聞いております。

そこでお伺いいたします。

村内でできる6次産業とか、特産品開発などに若者などや移住者などが参画して、起業などを起こすための対策を進めることが肝要であると考えます。そのためには支援金の支給、空き店舗の提供はもとより、最も重要なことは県、そして関係機関の人材を活用しての支援体制を組織して、強力に若者などの働く場所の確保などに努めていくことが「住みたい、帰りたくなる“むら”づくり」のための一施策と考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

なお、再質問は自席にて行いたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

ただいま2番、永野議員から2期目当選のお祝いの言葉をいただき、ありがとうございました。皆さんとともに、村のために頑張ってまいりたい、そう思っております。

それでは、永野議員の空き家対策についてのご質問についてお答えいたします。

まず、令和2年度空き家等調査業務委託事業の調査結果についてお知らせいたします。

地区別空き家数についてですが、村内全域では165件であり、一番多いのが西越田中常会で16件、少ないのが舘神常会等5常会でゼロ件となっており、役場周辺27件、キリストの墓周辺20件、旧西越小周辺24件が、空き家が密集しているとなっております。

次に、空き家等についての苦情や相談件数ですが、空き家等の利活用に関する相談が、現在2件あります。連絡が取れない空き家等の数ですが、4件であります。相続放棄された物件数につ

いては調査項目になかったもので、現状を把握しておりません。村といたしましても、空き家等対策協議会を早急に立ち上げるとともに、この調査結果を踏まえ、総合的かつ計画的に対策を進めていかなければならないと考えています。

次に、空き家等の利活用補助金ですが、これは空き家等を購入する者に対しては実費の10分の9、または100万円のいずれか少ない額、賃借する者に対しては賃借料の年額の2分の1、または30万円のいずれか少ない額の補助金を交付し経費の軽減を図ることとしており、空き家等の利活用による移住・定住を促進するとともに、不動産の流動化を図る事業であります。令和2年度に行った調査では、本村では今後利活用できる空き家等が多いという結果を加え、所有者の意向調査では利活用を契機としたまちづくりを進めてほしいという意見も多く、空き家等の利活用を支援することにより、村内の移住・定住促進につなげていきたいと考えております。

老朽空き家等除去補助金については、空き家等解体するものに実費の10分の9、または50万円のいずれか少ない額を補助金として交付し、老朽化によりそのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる空き家等の解体を促進し、村民の安全・安心で良好な生活環境の確保を図る事業です。いずれの事業も財源は一般財源ですが、今後国・県の補助金があれば活用していきたいと考えております。

次に、人口減少対策、定住・移住促進についてお答えいたします。

村では現在、令和2年度を初年度とし、人口減少問題や地方創生に対応するため、雇用や移住・定住、子育てなどに関し重点的に取り組むべき施策を示した第2期新郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、様々な施策を展開しているところでございますが、永野議員のご指摘のとおり、目に見えて効果が表れていない、いるとは言い難い状況にございます。しかしながら、今年度に入り、本村出身者がこれまで五戸町で行っていた果物の加工業の拠点を川代ものづくり学校に移し、村内からの雇用を生んでいること、また先日の空き家等利活用事業を活用し、県外からの移住者が空き家に移住しながら村内で農業に取り組んでいること等、少しずつではありますが成果が出始めているところでございます。

ご質問にございます企業に対する支援策としては、国との連携事業で東京圏からの移住者が村内で起業する場合、最大100万円の支援金の支給や創業資金の保証料の補助等の制度がございます。さらに、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として各種奨励金の支給、革新的ものづくりの企業連携促進事業、創業・事業継承サポート事業等がございます。

また、空き家、空き店舗等の提供については、新郷村空き家バンク制度を構築中であり、既に全国版空き家バンクの運営事業者である株式会社アットホーム、株式会社ライフルへの登録申請を終え、現在は空き家等の現地案内、売買及び賃借の媒介に関し、青森県宅地建物取引業協会と業務協定について協議しており、早ければ今月中にも適用が開始できる見込みでございます。

無論、これらの対策のみで若者による村内での起業、就業が大幅に見込まれるわけではございませんが、一方で近年の若者による田園回帰の風潮に感染症対策も相まって、首都圏在住者の40代以下の約4割が地方への移住、起業に非常に関心があるとしたデータがございます。これを好機と捉え、移住希望者、起業希望者から選ばれる新郷となるために、総合戦略に掲げた事業を着実に進めながら、村で取り組んでいる事業の情報を各分野で発信していただき、移住・定住に

つなげていきたいと思っておりますので、議員皆様方も機会があるごとに村の魅力をPRし、村発展のためご協力賜るようお願いいたします。

以上、永野議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） 丁寧なご説明、ありがとうございました。

再質問ですが、空き家対策についてであります。村長の答弁ですと4地区での空き家等の合計が165戸ですか、苦情や相談件数は2件、連絡の取れない空き家件数は4件ですね、それから相続放棄された物件数については、現在把握はしていないということでございまして、今後の対策といたしましては国・県の事業も活用するし、一般財源なども利用いたしまして、補助金を交付いたします空き家の利用促進、定住・移住促進、そして危険な空き家の除去に向けた取組を進めていくということでございますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思います。

できることでしたら、事前に調査業務委託事業の報告があればもっとよかったと思うんですが、そこで再質問でございますけれども、チラシによりますと、村の調査によって特定空き家等と判断されたものは、空き家等の対策の推進に関する特別措置法第14条に基づき、助言又は指導、勧告、命令、代執行の措置が行われますとありますけれども、認定される段階は先ほど協議会をこれから設置するというふうなお話をされておりましたけれども、構成メンバーについてちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、若者の働く場所への支援体制でございますけれども、組織を設置するのかどうか、これについてはさっき答弁がなかったように思いますので、この2点について再度お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今の質問なんですが、空き家に関する事業の関係ですけれども、一応計画を策定し、また状況を調査した、その中からどういうふうにすればいいかというのは、これから協議会において進めていかなければならないなと思っています。ですから、すぐ結果が出るというものでもない。ですから、長い目で一つ一つ検討していかなければならないと思っております。そして今年、空き家を利用したという実績が2件あります。1か所は外国の方なんですが、その方が今、入っています。そして、もう一つは、農業をやるために空き家に入ってきていると、この2件に対して助成金を検討中、支給するというふうな形を取っております。

それから、次の働く場所の若者に対する協力支援なんですが、これも非常に難しいものがあると思います。なかなか当村においては、企業という企業がなかなか生み出せないような状況の中で、しからばどういう人がそういう起業したいと来るのか、まだはっきり分かっていない。が、しかし、問合せがあれば、先ほど言いましたように各種、そういうPRとか情報提供しながら随時相談を受け付けて、そしてその中で例えばそういう協議会が必要だと思えば、それをつくっていかなければならないのかなと、そういうふうに思っております。よろしく願いします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。構成メンバーも。

○村長（櫻井雅洋君） 空き家の計画の策定委員会は、地元の業者もそうなんですが、例えば法務局の登記官とか、あとは建物取引の業者とか、それとか西越地区防犯協会、それから消防、そ

れと新郷村みらいを創造する協議会の副会長等々がメンバーとして入って検討しております。この中で、1回目の委員会をさせていただきました。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） 策定委員会ではなくて、特定空き家等に認定する段階の構成メンバーを聞いているんですけども、これからということによろしいですね。

○村長（櫻井雅洋君） はい。

○2番（永野範英君） 分かりました。ありがとうございました。

空き家対策についてでございますけれども、私の常会でも何軒かの空き家とか、それから相続放棄された資産などがございまして、近所の方々や非常に心配されているご家庭などもございます。村長の答弁ですと、特定空き家等についてはまだ調査は行っていないと、これから協議会などを設置して調査をしていくんだということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、いずれにいたしましても特定空き家などの倒壊等のおそれや衛生上の影響を及ぼしそうな空き家などが存在する場合には、村民の方々へは迷惑をかけないように早急に対応していただきたいと、このようにお願ひをいたしたいと思ひます。

それから、次に人口減少対策でございますけれども、若者などの働く場所の確保についてでございますけれども、支援体制についてはこれから検討していくんだということでございますけれども、若者の働く場所の確保については強力に進めていただかないと、働く場所の確保もなかなか難しいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、先ほども川代のほうで1人、6次産業をやっている若者が入ってきたということでございますから、村内で若い人たちが輝いて頑張っているということは、これは村の魅力にもつながっていくと思ひます。そして、また新郷村に住んでみたい、そういう心の動きにも訴えることができるのではないかとこのように考えておりますので、ぜひともこれから専門家を入れた働く場所の確保に向けた段階、支援体制組織を検討していただくようお願いを申し上げたいと思ひます。

本日は、空き家対策について、そしてまた人口減少対策、若者などの働く場所について質問をさせていただきました。空き家などに隣接する村民の方々は、日々実感しながらも人間関係上、それを直接所有者に伝えられず、行政を頼りにするしかない、そう思われている方々がほとんどだと思いますので、どうか空き家対策についてはますます積極的に取り組んでいただくようよろしくお願ひをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福山恵一郎君） 以上で永野範英君の一般質問を終わります。

◇ 稲 葉 嘉 浩 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず初めに、間木ノ平グリーンパーク施設設備等改修事業についてお聞きいたします。

令和2年度新郷村一般会計予算繰越明許費中、間木ノ平グリーンパーク施設設備等改修事業費について、その事業内容及びそれぞれの事業並びに工事に係る費用の内訳が知りたい。

令和３年第１回新郷村議会定例会において、令和２年度新郷村一般会計補正予算として提案・承認され、今議会に令和２年度新郷村一般会計予算繰越明許費中、商工費として計上されている間木ノ平グリーンパーク施設設備等改修事業費４，４１０万円についてお伺いいたします。

当初、主な事業の説明として、グリーンパークキャンプ場のトイレ棟、第１キャンプ場２棟の改修及びテニスコート５面中３面の改修工事をするとの説明を受けましたが、現地を見ますと、キャンプ場のトイレ棟２棟は手つかずのまま、テニスコート５面全部のアスファルト撤去作業が終了しているように見受けられます。

そこで、今後、間木ノ平グリーンパークへの誘客促進のため、どのような事業、工事がいつまになされ、施設設備等改修事業費４，４１０万円がどのような内訳で使われるのかご説明ください。

続きまして、２点目として、令和３年度新郷村固定資産税納税通知書についてお聞きいたします。

令和３年度新郷村固定資産税納税通知書の村民への発送が例年よりも遅れた理由、それに対する新郷村の対応について。

令和３年度は、固定資産税の評価替えの年度であります。

去る６月７日開催の議会議員全員協議会において、櫻井村長より、本来令和２年中にやるべき固定資産税の見直しがなされておらず、固定資産税納税通知書の発送前に気づいたため、急遽、評価を見直して納税通知書を作成し直した旨の報告がありました。そのため、令和３年度固定資産税第１期納税期日が本来の５月３１日から１か月後６月３０日に変更になった。また、納税通知書の作り直しの費用として、今議会に４月２３日専決した４５０万円につき、令和３年度新郷村一般会計補正予算（第１号）、専決第９号として承認を求めるとの説明がありました。

そこで、村長にお尋ねします。

なぜこのような事態を招いたのか、何が原因で責任の所在はどこにあるのか、村長のお考えをお聞かせください。また、この事態に新郷村はどのように対処したのかご回答ください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、１番、稲葉議員の間木ノ平グリーンパーク施設整備等改修事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、間木ノ平グリーンパーク施設整備費４，４１０万円についてお答えいたします。

これは、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の一部を財源として、令和３年３月議会で補正予算を計上し、十分な工期を確保するために繰越明許の処理をしたものであります。

工事内容は、テニスコートのアスファルトを撤去し、３面をテニスコートに貼り替える、２面をバスケットコートにするというものです。契約額は４，０７０万円、４月１日契約で工期は９月３０日までとなっております。入札減の３４０万円で、テニスコートのフェンスの整備に充てる計画であります。

キャンプ場のトイレ改修については、第１キャンプ場２棟分のトイレ改修費を令和３年度当初予算に計上しておりますが、現在、設計管理業務が発注済みで、その後改修工事に入る計画です。

なお、トイレ改修については、第2キャンプ場、ステージ前、焼き場、魚焼き場、ハーブガーデン、第2オートキャンプ場5か所の計9か所の改修が必要であります。順次改修事業について検討していきたいと考えております。

次に、令和3年度新郷村固定資産税納税通知書についてのご質問にお答えいたします。

まずは、このたびの固定資産税賦課に当たりご心配をおかけしました件につきまして、村民及び納税者の皆さんに深くおわび申し上げます。本来、5月6日付で納税通知書を発付するべきところを1月遅れとなってしまった要因については、今年度の評価替えに向けて昨年度中に行うべき作業を正確に処理しなかったため、賦課計算等のやり直しを行ったことにあります。

3年に一度の宅地の評価替えに当たり、価格を把握するための事務作業の基準日は平成31年7月1日と定められており、村としても令和元年9月に令和3年度固定資産税土地の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産評価を実施するための必要な業務について業務委託契約を締結し、令和2年3月に完了しております。その時点で、村の標準宅地28地点との鑑定価格が決定し、決定価格を反映した評価額により令和3年度の税額が算出されます。

今回の評価替えによる最大の下落率は4.8%となっており、28地点全てが下落しておりますので、納税者のほとんどの方の税額が前年度に比べ下がることになるのですが、4月19日に業者からの納税通知書が納品された際、内容を確認したところ税額が変動していないことに気づいたものです。評価替えに係る鑑定価格等のデータを支援システムへ入力する作業に誤りがあったこと、今年1月1日時点の課税台帳が完成した段階で標準宅地28地点の価格について確認を怠ったこと、また本来、複数で確認すべきところを担当者1人で作業したこと、長年委託している業者からミスを指摘するようなことがなかったこと等が重なり、このような事態に至りました。そこから2週間かけて宅地約3,000筆を修正し、再度業者に課税計算及び納税通知書等の印刷を委託し、業者側もゴールデンウィーク返上で作業に当たり、誤った納税通知書を発付する事態には至りませんでした。納期が遅れる旨のお知らせを、村内は毎戸配布により、また35の納税組合長と村外の納税義務者300名には、個々に謝罪とお知らせの文書を郵送しました。

たくさんの皆様から問合せがありましたが、事前に通知したことで理解していただくことができ、安心しております。しかしながら、このようなことが起こったことの責任を痛感しております。そして、先般の庁内会議において、職員一人一人の職務を管理職が常に目を配り、単に決裁するだけでなく仕事の進捗状況を把握していくようにと指示したところであります。職員の質向上のために、指導を含め村民の負託にこたえられるよう邁進してまいりたいと思っております。

以上、稲葉議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1番目の質問、間木ノ平グリーンパーク施設設備等改修事業についてですが、村長の答弁によりますと、商工費の間木ノ平グリーンパーク施設設備等改修事業費4,410万円は、今年3月議会当初から事業内容として、3人制バスケットコートの新設費用の項目が設けられていたということになります。

村長は、今年2月25日開催の令和3年第1回新郷村議会定例会に先立ち開催された令和3年

2月22日の議会議員全員協議会において、間木ノ平グリーンパーク施設設備等改修事業費4,410万円の主な事業の説明として、グリーンパーク第1キャンプ場のトイレ2棟の改修及びテニスコート5コートのうち3面だけをやる、あとの2面についてはテニスコートではないもの、例えば3対3のバスケットの試合ができるコートのようなものに切り替えていったほうがいいんじゃないかということで計画している。4,410万円のほとんどはトイレの改修であると述べています。バスケツコートについて私たち議員に話したのは、後にも先にもこのとき一度だけです。

にもかかわらず、令和3年4月26日付の間木ノ平グリーンパークの今期の営業開始を告げる地元新聞には、近年のアウトドアブームを受け、園内にソロキャンプ場を新たに造成した。本年度は運動施設の整備も進めており、ローラースケート場を改修したほか、夏までに3人制バスケツコートの新設も予定しているとあります。私たち議会は、この3人制バスケツコートを新設するとともに、その費用がグリーンパーク施設設備等改修事業費4,410万円に含まれていることも知らされておられません。議会が事業内容や事業完了時期を報道で知らされる、これはどういうことでしょうか。議会は4,410万円について、3人制バスケツコートの新設費用として協議したつもりはありません。

そこで、村長に改めてお伺いいたします。

3人制バスケツコートの新設が決まったのはいつですか。最初から決まっていたのに、なぜ言わなかったのでしょうか。お答えください。

また、間木ノ平グリーンパークの施設設備ですが、去る6月7日開催の議会議員全員協議会において、今議会に一般会計補正予算（第2号）で提案の間木ノ平地区公園整備費215万円について、総務課長の3人制バスケツコートの新設費用との回答に対し、村長よりグラウンドゴルフ場の整備費用であるとの訂正された回答がございました。

現地を見ますと、既に倒壊したのり面の補修工事やベンチの設置は完了しているように見えますが、この件についてどのような工事がいつ行われるのか、あるいは行われたのかご回答ください。

もし、議決前に工事が完了しているのであれば、今議会に提出した議案、補正分は補正予算ではなく、今議会において審議する必要もない、議決前の予算執行行為は議会軽視と言わざるを得ない。説明を求めます。

次に、令和3年度新郷村固定資産税納税通知書の村民への発送が例年より遅れた理由、それに対する新郷村の対応についてですが、幾つかの原因を述べられましたが、その中に納税通知書作業委託業務者によるミスの指摘がなかったという理由がありました。私には、行政側の責任がないと言っているように聞こえますが、そしてこの村民が納めた大事な税金を無駄にしてしまった極めて重大な事態に、本日まで新郷村はこれといった対処もしていない。あり得ないことです。これがもし、都市部の大きな市町村で発生したとすれば、早速事実を公表し、市長の謝罪会見でも開かれるような大事件だと思います。

村長は、今日の東奥日報を見ましたでしょうか。東奥日報には、むつ市の固定資産税の過大徴収の記事が載っております。むつ市は14日、固定資産税と都市計画税の課税に一部誤りがあり、

過大徴収していたと明らかにした。宮下市長は、対象となる納税者の皆様にご迷惑をおかけしおわび申し上げる、再発防止に努めると謝罪した。市によると、路線価の評価と住民用地特例の適用に誤りがあり、原因は2012年の課税システム入替え時に路線価データを更新する作業で一部に漏れがあったほか、住民用地特例の適用条件について理解が不足していた。今年2月、2021年度の課税に向けた事務処理中に新たに判明したとあります。全く同じではありませんが、似たような事例ではないでしょうか。

6月7日開催の議会議員全員協議会において、村長は私たち議員に、皆さんに謝らなければならない事案かもしれない、担当者の処罰も考えなければならないかもしれないと前置きをしてから、本来、令和2年中にやるべき固定資産税の見直しがなされておらず、固定資産税納税通知書の発送直前に気づいたため、急遽評価を見直しして納税通知書を作成し直したため、令和3年度固定資産税第1期納税期日が、本来の5月31日から1か月後6月30日に変更になった。納税通知書の作り直しの費用として、今議会に4月25日専決した450万円につき、令和3年度新郷村一般会計補正予算として承認を求めるものと発言しています。

委託業者の話を一切していません。どうしてこういう説明になったのでしょうか。それでは、委託業者との業務委託契約書の内容の説明を求めます。業務委託業者に対し、通知書の作成業務ではなく、その3年ごとの税額の見直しによる課税計算も、さらにその入力作業まで委託していたということはありますか。もしそうであれば、税務課の職員はいったい何の仕事をしているのでしょうか。その業務委託業者は、どのような責任を負っているのでしょうか。もし、村長が言うようにミスの指摘がなかった、業務委託業者に責任があるというのであれば、その委託業者に対し、この議会の場で今回の事態を招いた説明、そして謝罪していただきたい。そして、新郷村が負った無駄になった村民からの預かった大切な税金、全額の弁償をしていただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

いずれにしても、業務を監督し、決裁する立場の当時の税務課長が誤った通知書に発送直前まで気づかなかったというのは、決して責任を免れるものではない。さらに、行政の監督者であり、村の最高責任者である櫻井村長には、もっと重い責任があると思いますが、村長どう思いますか。

改めて、村長にお伺いします。それは本当に委託業者のミスの原因もあるのか、担当職員による職務怠慢が招いたことではないのでしょうか。

さらにお聞きします。例年どおり作成され、発送されずに廃棄された納税通知書にかかった費用の正確な金額を教えてください。また、村民が被ったこの金額をどのように処理するつもりなのかお聞かせください。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 間木ノ平グリーンパークの関係なんです、確かに繰越明許費でやるということで、テニスコートは5面あるんですが、3面でいいだろうということで説明しました。そして、あとの2面については確かに計画したいということで取り組んだ、これは5面のテニスコートは必要ないという判断の下で、それに代わるスポーツができるものということでバスケットコート、同じ工程なのでそれだったらできるだろうということで取り組んだところでございます。

そして、215万についての関係なんです、この前、グラウンドゴルフの場所を見てきました。まだまだ整備しなければならない、陥没しているところがいっぱいあります。これをこれから協会が整備するという話はしておりましたので、その辺が今、若干、砂等など入れながらそういう整備はしましたけれども、まだまだ不足だということから、これからやっていくという話をしておりました。

あとは、トイレの改修については、先ほど申しましたように、今、設計をして、これから入札にかけるところであります。それは、第1キャンプ場のトイレ改修ということで考えております。

それから、強い指摘であります固定資産税の関係なんです、別に業者の責任だということは言っていないんですよ。ただ、業者といえども、間違っていたら、これおかしいんじゃないかというのは普通でないかなと。長年、今まで同じ業者に委託してきていると。別に、業者がミスしたから職員が責任を免れるんだということではないと思うんです。

確かに固定資産税の評価をしていなかったというのは、うちのほうの責任なんです、先ほどむつ市の話をされておりましたけれども、むつ市は明らかにもう切符を発送してしまって、市民にもう過大な徴収をしたということから、そういうふうな話になっていると思うんです。私たちの場合は、それをする前に分かったということから、村民に対して何の不利益もさせていない。確かに二重経費になったというのは、これは責任があると思います。しかし、その契約にしても450万取ったんですが、職員と業者のほうがいっぱい手を尽くして、半分以上に経費が落ちました。約170万ぐらいで業者のほうにもお願いしております。それが専決が23日ですから、4月25日に契約しております。そういうことから、業者のほうはあくまでも切符を作る委託業務ですので、それ以外の業務というのはさせていないと思います。

それから、村民の預かっているお金をそういうふうにして不正に二重払いしたという責任の関係なんです、協議会の中で若干その辺の話もしましたけれども、ただそういう職員に対する、また私に対する罰則等々については、村の条例がありますので、その条例に従ってどういう処罰がいいのかということは、これからやはり検討していかなければならないなと。その中には私は入りませんので、あくまでも第三者との委員会ですので、その辺の委員会のほうからどういう判断が下されるか分かりませんが、それを踏まえて進めていかなければならないなと思っております。

納期が延びたということは、それなりの経費がかかったということになりますけれども、これはどんな場合でもあり得ると思うんです。例えば工事関係についても、工期が延びた、なぜ延びたのが、従業員がいないから延びたのか、また何かあって延びたのか、その延びたことによって変更契約してもらいたい、これも当初の契約金額以上に払わなければならない。そういうのは、行政をやっていると往々にしてありますので、その辺の配慮の中でないのかなと、私はそう思っております。

以上です。

(発言する者あり)

○議長（福山恵一郎君） 雑談はやめなさい。あるのか、質問。

1 番。

○1番（稲葉嘉浩君） まず、3人制バスケットコートの新設については明らかに議会に対する説明不足であり、仮にこのことに何らの不法行為もない場合でも、疑念を抱かせ、信頼性を失わせる行為であると思います。

また、グラウンドゴルフ場の整備事業215万円についてですが、それはこれからやるということなんですが、当然、その事業内容がちゃんとあって、215万円を計上しているわけですよね。それをやると委員会のほうで言っているというのはどういうことでしょうか。その点については、いささか疑問があります。

また、令和3年度新郷村固定資産税納税通知書の件、私は村長が謝罪するのは議会の場ではなく、汗水流して頑張って働いた収入の中から新郷村のために税金を納めている村民に対して謝るべきだと思います。なぜ不祥事が判明した時点ですぐに対応し、村民に公表しなかったのか、なぜ指摘を受ける今日まで放っておいたのか、村長の村民に対する不誠実さを感じてやみません。

令和2年2月に発生した戸来地区所有財産である雑木の誤伐採事件の時もしかり、なぜ被害を受けた財産区の村民に対して公表も謝罪もせず、うやむやにしてしまったのか、この事実を知らない者によって、また同じようなことが起こるかもしれないと思いませんか。前例を知らずに犯罪行為を行う者が出ないとも限らない、これらはいずれにしても櫻井村政の隠蔽体質が原因だと考えます。被害者である村民に対し、事実を公表の上、まず謝罪し、その原因の説明と罰則等の処分をちゃんとして、今後の対策防止策をきちんと村民に説明するべきではないでしょうか。

今回の固定資産税納税通知書の件、先ほど村長は、村民には実害がなかったと申しました。納税通知書の作成についても、業者との話合いで170万円ぐらいになったと。それでも450万円で専決しているのはおかしいんじゃないでしょうか。

櫻井村長の対応は、全く納得できるものではありません。村民をばかにしているようにしか見えません。繰り返しになりますが、この件については専決ですのでもう済んだことという認識かもしれませんが、私は村民へのきちんとした謝罪、行政のチェック体制の確立と今後の対策防止策の説明、そして責任者である当時の担当課長並びに村政の最高責任者である村長の減給、あるいは両者の報酬の一部返納等による今回の新郷村が被った損害に対する補填がなければ、今議会に提出された令和3年度新郷村一般会計補正予算（第1号）、専決第9号は承認できません。

最後に、櫻井村政の2期目がスタートしています。立派な公約を掲げていらっしゃいます。ぜひとも掲げた公約を実行し、新郷村をいい方向に導いていただきたい。大変僭越ではございますが、櫻井村長、頑張ってくださいとエールを送り、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福山恵一郎君） 答弁は要らないか。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 責任問題がどうのこうのというのは、例えば条例の中に、先ほど言いましたように懲罰委員会というのがあるんです。その懲罰委員会の中で、こういう場合はこうですという、そういう規定があります。その規定にのっとったやり方をしていかなければならないだろうかと、私はそう思っております。ですから、ここで減給とかなんとかというのは、それをやりますとかやらないとかという問題ではないと思うんです。やっぱりそのルールがあるんだった

ら、そのルールに従わなければならない、私はそう思っているんです。

ここで、私は専決処分に反対しますと、これは一般質問になじまないと思います、私は。本会議で言うべきだと。その辺をもう少し言を考えていただかなければならないと思うんです。何をしゃべってもいいということではないと思うんです。私は、別に責任を逃れるわけではないんですが、任命権者としての責任は私にあると思うんです。その責任の仕方というのは、これは懲罰委員会という、そういうものを立ち上げながらでなくて、もうそれは組織されているものがありますので、それに村長としてこの事件について協議してくださいという諮問するだけです。そういうふうな形で責任を取りたいなと思っております。

そして、先ほどの議会に1から10まで全てあからさまにしゃべらなければならないものなのかな、私はこういう事業やります、ああいう事業やりますと、全てしゃべって行政を動かしていかなければならないのか。やっぱり、議会というのはやったものに対して評価していただく、またやろうとするものに対して議決する、また協議する、そういう場だと思うんです。その中で、これをやれば駄目、あれをやれば駄目ということであれば、それはしょうがないんだけど、でも私たちの仕事というのはこういうのをやれば地域がよくなるだろうとか発展するだろうということで計画し、それは当初計画ではなくても途中からでも必ずあると思います。これも早急に皆さんを集めて、じゃこういうふうにしますよ、これでいいですかと、こういうふうなことではないと思うんです。

ですから、機会のあるごとに、私も常時皆さんと協議しながら進めてまいりますけれども、例えば215万についても、これはグラウンドゴルフ場だけでないんです。いろんな木の伐採とかそういうものもありますので、全てがそれになるということではない。ですから、ただ、等になるわけです。グラウンドゴルフ場等整備、そういうふうな形になるので、それとテニスコートの件についても、今まで5面、やっても5面全てが塞がるという問題ではない。ですから、それよりももっと違う事業を起こせば、そういう場所を求めればお客さんがもっと来るのかなということを考えながら進めているということなので、その辺を皆さんもご理解いただきたいなと、そう思っております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 以上で稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る16日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時59分）

第 3 日 (6 月 1 6 日)

令和３年第２回新郷村議会定例会

令和３年６月１６日（水曜日）午前１０時００分開議

議事日程（第３号）

- 日程第 1 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 議案第 36 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和２年度新郷村一般会計補正予算（第１０号）」
- 日程第 3 議案第 37 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和２年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）」
- 日程第 4 議案第 38 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和２年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第６号）」
- 日程第 5 議案第 39 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和２年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第５号）」
- 日程第 6 議案第 40 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和２年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第５号）」
- 日程第 7 議案第 41 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和２年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）」
- 日程第 8 議案第 42 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「新郷村税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 議案第 43 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「新郷村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 議案第 44 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和３年度新郷村一般会計補正予算（第１号）」
- 日程第 11 議案第 45 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 12 議案第 46 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 47 号 除雪ドーザの購入契約締結について
- 日程第 14 議案第 48 号 令和３年度新郷村一般会計補正予算（第２号）案について
- 日程第 15 議案第 49 号 令和３年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）案について
- 日程第 16 議案第 50 号 令和３年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第１号）案について

て

日程第 17 議案第 51 号 令和 3 年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
案について

日程第 18 議案第 52 号 （村長提出・提案理由説明）

日程第 19 議案第 52 号 新郷村副村長の選任につき同意を求めることについて

日程第 20 陳情審査報告について（総務常任委員長）

日程第 21 議案第 53 号 発議第 1 号（意見書第 1 号）安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情案について

日程第 22 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

出席議員（8 名）

1 番	稲 葉 嘉 浩 君	2 番	永 野 範 英 君
3 番	才 神 幸 男 君	4 番	横 道 一 男 君
5 番	村 岡 和 俊 君	6 番	滝 沢 仁 君
7 番	細 川 真理子 君	8 番	福 山 恵一郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定による者の職氏名

村 長	櫻 井 雅 洋 君	教 育 長	岡 田 稔 君
総 務 課 長	高 村 郁 子 君	会 計 管 理 者	桜 井 真紀子 君
企 画 商 工 長	櫻 基 博 明 君	農 林 課 長	遠 藤 勇 一 君
観 光 課 長		税 務 課 長	戸 田 ひとみ 君
建 設 課 長	福 山 徹 君	厚 生 課 長	松 森 恵理子 君
住 民 課 長	沢 口 くみ子 君	教 育 委 員 会 長	福 山 佐登志 君
診 療 所 事 務 長	工 藤 勝 志 君	総 務 課 長	
農 業 委 員 会 長	高 見 憲 一 君		
事 務 局 長			

職務のため出席した者の氏名

議 事 務 局 会 長	本 間 由美子 君	主 幹	谷地村 光 代 君
-------------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。
定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前１０時００分）

◎諮問について

○議長（福山恵一郎君） 日程第１、諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
暫時休憩します。

（午前１０時０１分）

○議長（福山恵一郎君） 休憩を解き会議を開きます。
（午前１０時０２分）

○議長（福山恵一郎君） お諮りいたします。
本件はお手元にお配りしました意見のとおり答申を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第２号はお手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎議案第３６号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第２、議案第３６号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和２年度新郷村一般会計補正予算（第１０号）」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第３６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第3、議案第37号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和2年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第4、議案第38号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和2年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第5、議案第39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和2年度新郷村簡易水道特別会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第6、議案第40号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和2年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第7、議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和2年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第8、議案第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「新郷村税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第9、議案第43号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「新郷村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第43号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案どおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第10、議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和3年度新郷村一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４４号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４５号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第１１、議案第４５号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第４５号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４５号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４６号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第１２、議案第４６号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４６号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４７号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第１３、議案第４７号 除雪ドーザの購入契約締結についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４７号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４８号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第１４、議案第４８号 令和３年度新郷村一般会計補正予算（第２号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝沢仁君。

○６番（滝沢 仁君） 質疑に入らせていただきます。

７款商工費、間木ノ平地区公園整備費で補正２１５万とありますが、この補正予算をもう使って工事をしたのか、しないのか、これを質問します。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） これからの工事になります。

○議長（福山恵一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第15、議案第49号 令和3年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第49号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第16、議案第50号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第17、議案第51号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明

○議長(福山恵一郎君) 日程第18、議案第52号を上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(櫻井雅洋君) 追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第52号 新郷村副村長の選任につき同意を求めることについては、平成29年5月から不在となっております新郷村副村長の選任について、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得るため提案するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第５２号の採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第１９、議案第５２号 新郷村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村副村長の選任につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５２号 新郷村副村長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎陳情審査報告の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第２０、陳情審査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、村岡和俊君。

○総務常任委員長（村岡和俊君） 陳情審査報告いたします。

総務常任委員会に付託された陳情について審査して結果は、お手元に配付した陳情審査報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

陳情審査報告についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告のとおり決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました陳情審査報告書の提出方法につきましては、議長に一任願います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、そのとおり決定されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第21、議案第53号 発議第1号(意見書第1号) 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書案についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。

村岡和俊君。

○総務常任委員長(村岡和俊君) それでは、提案理由の説明を申し上げます。

説明は案文の朗読をもって代えさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書(案)

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック(感染爆発)は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い感覚で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかなです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、以下の事項について、要望いたします。

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

2021年6月16日。 青森県三戸郡新郷村議会。

議員の皆様のご賛同をお願いして、説明を終わります。お願いします。

○議長（福山恵一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり決定されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（福山恵一郎君） 日程第22、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

（午前10時34分）

◎村長挨拶

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 一言お礼のご挨拶を申し上げます。

去る6月10日から始まった本定例会にご提案申し上げました全ての議案、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、追加提案いたしました新郷村副村長の選任については、満場一致でご承認いただき、心から厚く御礼申し上げます。

会期中、議員皆様方から寄せられたご意見、ご要望等については真摯に受け止め、副村長はじめ職員共々、村民のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。そして、ご承認されました議案内容については、適切かつ円滑に運用し、財政健全化を見据えながら事業の計画を図ってまいりたいと思っております。

春から比較的よい天候に恵まれ、水稻や葉たばこ、ピーマンの植付けが順調に推移していると思っております。今後は良品質の農産物生産を目指し、関係機関と連携し、指導に努めてまいりたいと思っております。

最優先事業であるコロナワクチン接種もトラブルもなく推移しておりますが、一日も早い一般住民の接種に向けて努力してまいりたい。今後は、ニンニクの収穫、飼料用乾牧草の取入れと農家は忙しくなりますが、議員の皆様には健康に留意され、村発展のため今まで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 令和3年第2回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時36分）

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理 番号	陳情 番号	付 託 年 月 日	件 名	審 査 の 結 果
1	1	令 和 3 年 6 月 14 日	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情	採 択
2	2	令 和 3 年 6 月 14 日	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情	継 続 審 査

令和3年6月16日

総務常任委員長 村岡 和俊

新郷村議会議長 福山 恵一郎 殿

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

提 出 者	賛 成 者	提 出 年 月 日	可 決 年 月 日
村 岡 和 俊	稲葉 嘉浩、才神 幸男	3 . 6 . 1 6	3 . 6 . 1 6

２０２０年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、９０年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

２１世紀に入り、わずか２０年の間に、ＳＡＲＳ、新型インフルエンザ、ＭＥＲＳ、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかなです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、以下の事項について、要望いたします。

- １．今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
- ２．公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- ３．安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
- ４．保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
- ５．社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

２０２１年６月１６日

青森県三戸郡新郷村議会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 9 月 16 日

議 長 福山 恵一郎

署 名 議 員 細川 真理子

署 名 議 員 村岡 和俊